

議案第 16 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

## 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 41 年桐生市条例第 55 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項を次のように改める。

- 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の一部(2 時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において 1 日の勤務時間の一部(2 時間を超えない範囲内の時間に限る。)につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

### 附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 議 案 説 明

### 議案第 16 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例案

民間及び国に準じて介護時間を新設することに伴い、介護時間の承認を受けて勤務しない場合の給与の減額に関する規定を整備するため、所要の改正を行おうとするものです。